

法令新件一覧

No.	編	章	法令名称	制定年月日	法令種別名称	番号
1	第5編 労働基準	第3章 安全衛生	作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者	令和8年7月29日	厚生労働省告示	279
2	第5編 労働基準	第3章 安全衛生	作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件	令和8年7月31日	厚生労働省告示	292
3	第5編 労働基準	第4章 労災補償	令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和八年八月から令和九年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額	令和8年7月24日	厚生労働省告示	270
4	第5編 労働基準	第4章 労災補償	令和八年八月一日以後の労働者災害補償保険法施行規則第九条第一項第五号に規定する自動変更対象額	令和8年7月24日	厚生労働省告示	271
5	第5編 労働基準	第4章 労災補償	令和八年八月から令和九年七月までの月分の労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付又は令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率	令和8年7月24日	厚生労働省告示	272
6	第5編 労働基準	第4章 労災補償	令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法第十六条の六第一項第二号の遺族補償一時金等の額の算定に関し、支給された遺族補償年金等の額に乘すべき厚生労働大臣が定める率	令和8年7月24日	厚生労働省告示	273
7	第6編 職業安定	第1章 職業安定	令和八年八月一日以後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額	令和8年7月31日	厚生労働省告示	284
8	第6編 職業安定	第1章 職業安定	令和八年八月一日以後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額	令和8年7月31日	厚生労働省告示	285
9	第6編 職業安定	第1章 職業安定	令和八年八月一日以後の雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額	令和8年7月31日	厚生労働省告示	286
10	第6編 職業安定	第1章 職業安定	令和八年八月一日以後の雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額	令和8年7月31日	厚生労働省告示	287
11	第6編 職業安定	第1章 職業安定	雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額	令和8年7月31日	厚生労働省告示	288